

地域振興県土警察常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
31 年－ 3 (31. 2. 8)	地域振興	<p>毎月勤労統計をはじめとした基幹統計の正確性の確保と、雇用保険などの付与漏れについて迅速な追加支給を求める意見書の提出について</p> <p>▶陳情理由</p> <p>(1) 統計の重要性 統計は、すべての行政施策の基礎となる、極めて重要なデータである。それが事実と異なっていれば、誤ったデータをもとに行政施策が行われることになるため、その正確性の担保が重要となる。</p> <p>(2) 毎月勤労統計調査不正 この度、毎月勤労統計等データの調査不正が発覚した。同調査は、民間や官公営事業所の賃金や労働時間、雇用状況の変動を把握する目的で厚生労働省が行っているものである。</p> <p>業種別の労働者数、現金給与額（基本給、残業代、賞与、通勤手当など）、労働時間数、物価変動の影響を差し引いた実質賃金の変動をみる実質賃金指数などを公表している。</p> <p>常用労働者 5 人以上の事業所を対象に毎月実施されている「全国調査」や都道府県別「地方調査」のほか、常用労働者 1 ～ 4 人の事業所を対象に年 1 回実施されている「特別調査」がある。</p> <p>全国調査は、常用労働者を 5 人以上雇用する事業所の雇用、給与及び労働時間を調査し、調査の翌々月 10 日までに速報版を公表している。また、調査が完結した時に確報版を公表している。調査対象事業所は厚生労働省が抽出し、都道府県への通知により指定している。</p> <p>これらのデータは、政府の「月例経済報告」での景気判断や、地方自治体の政策決定の際の指針となるほか、国民所得や都道府県所得の算定などに使われる。</p>	<p>足 羽 佑 太 (倉吉市)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">本会議(31. 3. 8)委員長報告 会議録暫定版</p> <p>毎月勤労統計における不適切調査が明らかになったのを受け、厚生労働省の特別監察委員会でこの問題の再検証を行っているほか、総務省統計委員会では、基幹統計のみならず一般統計についても点検を行うこととし、新たに点検検証部会を設置し、議論をスタートしたところです。</p> <p>また、厚生労働省では相談窓口を設置するとともに、雇用保険や労災保険等の追加給付対象となる方へのお知らせ時期や給付開始時期の目安を公表しており、現在、具体的な給付額算定に必要となるシステム改修等の作業を進めているところです。</p> <p>現在、国で進んでいるこのような一連の動き、議論を引き続き慎重に注視していく必要があると考えることから、研究のため留保と決定いたしました。</p> <p>なお、ただいま研究のため留保と決定いたしました陳情については、閉会中もこれを継続審査すべきものと決定し、別途議長に申し出ておきました。</p> </div>	<p>研究留保 (31. 3. 8)</p>

地域振興県土警察常任委員会・陳情

	<p>また、雇用保険や労災保険の給付額の決定、公共料金の改定、人事院勧告、民間企業の給与改定などをする際の資料としても活用されている。</p> <p>この度、問題になっているのは、全数調査するとしていたところを一部抽出調査で行っていたことである。すなわち、「500人以上規模の事業所」については、調査計画及び公表資料で全数調査することとしており、東京都における「500人以上規模の事業所」の平成30年の調査対象として抽出した事業所数は、全数調査であれば1,464事業所だったが、実際に平成30年10月分で行ったのは、おおむね3分の1の491事業所であった。</p> <p>また、「500人以上規模の事業所」については、他の道府県では全数調査であるが、東京都のみ抽出調査が行われたため、東京都と他の道府県が異なる抽出率となっていた。</p> <p>一方、毎月勤労統計調査の平成29年までの集計は、同一産業・同一規模では全国均一の抽出率という前提で行われており、前述の異なる抽出率の復元が東京都の分だけ行われない集計となっていた。</p> <p>さらに、調査対象事業所数が公表資料よりもおおむね1割程度少なくなっていた。</p> <p>(3) 勤労統計調査不正の影響</p> <p>上述のように、毎月勤労統計調査において全数調査するとしていたところを一部抽出調査で行っていたことにより、平成16年以降の同調査における賃金額が低めに出ていることから、同調査の平均給与額の変動を基礎としてスライド率等を算定している雇用保険制度等における給付額に影響が生じることとなった。</p> <p>このため、平成16年以降に雇用保険、労災保険、船員保険の給付を受給した方の一部、雇用調整助成金など事業主向け助成金を受けた事業主の一部に対し、追加給付が必要となった。</p> <p>(4) 求められる対応</p> <p>この度起きた事態が、国民、労働者等の統計に対する信</p>		
--	--	--	--

		<p>頼を損ねるものであることを踏まえ、本件の再発防止が極めて重要である。</p> <p>そのため、第三者委員会を交えた調査がきちんと行われ、再発防止の教訓にすることが必要である。</p> <p>また、雇用保険等の追加給付が必要な方に対しては、遡及して、速やかに追加給付が行われることが必要である。</p> <p>厚生労働省において、関係システムの改修や対象者の正確かつ漏れのない特定、給付額の計算など、二重にミスを起こさないため、正確な支給のための準備を速やかに行うことが必要である。</p> <p>以上のことについて、鳥取県議会として、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出していただきたい。</p> <p>▶陳情事項</p> <p>毎月勤労統計等の調査方法に不正があったことを踏まえ、鳥取県議会から国に対して、その再発防止と、不正によって雇用保険等について未支給となっている方への迅速な追加支給などを求める意見書を、地方自治法第99条の規定に基づき提出すること。</p>		
--	--	--	--	--